

本庄市建設工事Q & A

令和5年3月



本 庄 市

目次

- Q1. 受注業者は工事保険、火災保険に入らなければならないのか
(H31.4.1 修正)
- Q2. 建築工事における表示板の設置について
- Q3. 下請負人の通知について
- Q4. 監理技術者の役割はなにか
- Q5. 専門技術者の役割はなにか
- Q6. 統括安全衛生責任者は建設現場ごとに選任するのか
- Q7. 常時10人未満の建設工事現場での施工体系図兼災害防止協議会、施工体制台帳の記入について
- Q8. 営業所の専任技術者は、現場代理人になることができるのか
- Q9. 営業所の専任技術者が、現場の主任技術者・監理技術者になることができるのか
- Q10. 現場代理人は、出向社員でもよいのか
- Q11. 施工体制台帳には、小規模（小額）な作業や雑工及び労務提供など、すべての下請負契約を記載しなければならないのか
- Q12. 以下の作業は下請負契約に該当するのか
- Q13. 建設業の許可がなくても下請負契約をしてもよいのか
- Q14. 相指名業者が下請負業者となることや相指名業者からの材料購入することは問題あるのか
- Q15. 再生資源利用（促進）計画書、実施書の対象工事について
- Q16. 建設リサイクル法について
- Q17. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について
- Q18. 産業廃棄物と有価物の考え方について
- Q19. 元請業者が「実質的に関与」とはどういうことか
- Q20. 一括下請負等の罰則規定はどの様なものがあるのか
- Q21. 教育訓練等の記録は抜粋でよいのか
- Q22. 出来形等の書類の電子化について
- Q23. 検査執行期限における14日以内の考え方について
- Q24. 工事進捗状況報告書の出来高算出表について（H28.9.1 追加）
- Q25. 建設残土を白ナンバートラックで運搬してもよいのか（H29.4.5 追加）
- Q26. 段階確認の項目はどのように決めるのか（H29.4.19 追加）
- Q27. 施工体制台帳に添付する下請契約書は内訳金額まで必要か（H29.5.25 追加）
- Q28. 施行管理技士等の確認について、添付書類は合格通知書の写しで事足りるか。
(H30.5.9 追加)
- Q29. 材料費を合わせると500万円を超える工事（工事費だけでは500万円以下）を、建設業の許可をもたない業者に発注することは可能か。
(平成30.5.31 追加)
- Q30. 新築工事等において、下請負人（材工で元請から受注）が購入した製品の梱

包材等の処理を行う場合、排出事業者は元請と下請のどちらになるか。(平成31.4.1追加)

Q3 1. 工事で発生した梱包材のダンボールを資源回収に出すことは可能か。
(平成31.4.1追加)

○本庄市建設工事 Q & A

このQ & Aは、監督・検査業務を担当される方のために、検査時または監督職員、受注者からの問い合わせを中心に、法令の運用や本庄市の取り扱いなどをQ & Aとしてまとめたものです。適用に当たっては、個々の事案について、このQ & Aに示された基本的な考え方を踏まえ個別に判断することが必要です。なお、このQ & Aは、今後必要に応じて内容の変更又は追加をしていく予定ですので留意の上ご活用ください。

Q1 受注者は工事保険、火災保険に入らなければならないのか（H31.4.1 修正）

A1 本庄市建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第50条第1項では、受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならないとしています。

火災保険、建設工事保険は、設計図書に定めるところとしていることから、定めのないものは要件ではありません。

また、受注者は、約款第50条第1項の規定による保険以外の保険に加入したときは、発注者に提示しなければならないとしています。（約款第50条第1項）

※工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、原則、受注者がその費用を負担するとしています。（約款第27条）また、工事の施工について第三者に被害を及ぼしたときも、原則、受注者がその損害を賠償しなければなりません。（約款第28条）

Q2 建築工事における表示板の設置について

A2 建築工事における表示板（現場表示板）は、工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示すものとしています。（公共建築工事標準仕様書・建築工事編）

Q3 下請負人の通知について

A3 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができます。（約款第7の2条）

ここで言う下請負人とは、1次下請負人をさすものとします。

Q4 監理技術者の役割はなにか

A4 監理技術者は、元請負の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金総額が4,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の場合に専任で配置する技術者です。監理技術者の役割は、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の指導監督です。監理技術者は、下請負人を適切に指導、監督するという総合的な役割を担うため、主任技術者に比べ、より厳しい資格や経験が求められます。また、監理技術者として建設工事に携わる方は、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が必要です。

Q5 専門技術者の役割はなにか

A5 土木一式工事又は建築一式の施工内容には、電気工事等の専門工事が含まれています。また、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、その建設工事に付帯する他の建設業に係る建設工事をも請け負うことが出来るとされています。

一式工事に含まれる専門工事や付帯工事を的確に施工するためには、当該専門工事等に係る主任技術者と同程度の技術者により施工上の管理を行うことが必要であるため、当該工事を自ら施工しようとする場合は、「専門技術者」を配置します。

なお、自ら専門技術者を置くことが出来ないときは、当該専門工事等の許可業者に下請負をしなければなりません。

「専門技術者」は、当該専門工事等の許可業種に係る主任技術者資格を満たすものであることが必要です。

自ら施工しようとする一式工事の内容の一部である専門工事が 500 万円未満の軽微な工事である場合には、専門技術者の配置を行わなくてもよいとしています。当該工事に置かれた主任技術者又は監理技術者が、専門技術者の資格要件を備えている場合には、該当主任技術者又は監理技術者を兼務することができます。（建設業法第26条の2）

Q6 統括安全衛生責任者は建設現場ごとに選任するのか

A6 労働安全衛生法第15条第1項では、統括安全衛生責任者の選任について定めているが、ただし書きにより、労働者の数が政令で定める数未満であるときはこの限りではないとしています。選任に必要な労働者数は常時50人以上が適用となります。

なお、ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事（安全な作業の遂行が損なわれるおそれがある場所での仕事に限る。）又は圧気工法による作業を行う仕事の場合は、常時30人以上が適用となります。

中規模建設工事現場における安全衛生管理指針が平成5年3月31日に労働省労働基準局長から出されました。これは労働者数おおむね10人～49人規模の建設工事現場において、元方事業者は、統括安全衛生管理者に準じる者及び元方安全衛生管理者に準じる者の専任又は店社安全衛生管理者に準じる者の専任を行うものとしています。店社による建設工事現場の指導、支援の充実として定められた項目の他、特に統括安全衛生責任者に準じる者及び元方安全衛生管理者に準じる者が選任されていない建設工事現場については、店社に店社安全衛生管理者に準じる者を選任し、建設工事現場において混在作業による労働災害を防止するため必要な事項が確実に行われるよう指導させるものとしています。

Q7 常時10人未満の建設工事現場での施工体系図兼災害防止協議会、施工体制台帳の記入について

A7 労働安全衛生法、中規模建設工事現場における安全衛生管理指針によると、労働者が常時10人未満の工事現場では、「統括安全衛生責任者」「元方安全衛生管

理者」「安全衛生管理者」「安全衛生推進者」の選任を不要としています。

10人未満の施工体系図兼災害防止協議会様式への記載では、統括安全衛生責任者の欄を「安全管理責任者」として、元請業者が選任する安全管理責任者を記載してください。災害防止協議会の設置は、労働安全衛生法第30条により、特定元方事業者の講ずべき措置として規定され、下請負業者の数や規模に関わらず設置する必要があります。

Q8 営業所の専任技術者は、現場代理人になることができるか

A8 営業所の専任技術者は、その営業所に常勤して、専らその職務に従事することとされています。（建設業法第7条第2号）一方、現場代理人の設置は、建設業法で定められたものではなく、約款において規定されます。

現場代理人は、工事現場に常駐するものと規定（約款第10条2項）されているため、営業所の専任技術者が、現場に常駐することを要求される現場代理人になることはできません。

Q9 営業所の専任技術者は、現場の主任技術者・監理技術者になることができるか

A9 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますが、次のすべての要件を満たす者については、特例的に兼務することができます。

（「国土交通省通知「平成15年4月21日」営業所における専任の技術者の取り扱いについて」を参照。）

- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・専任性が要求される工事現場の主任技術者・監理技術者でないこと。

Q10 現場代理人は出向社員でもよいのか

A10 建設業法では、現場代理人の身分等に係る規定はなく、現場代理人が出向社員であっても違法ではありません。契約関係については、公共工事標準請負契約約款第10条第2項の規定では「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領等この契約に基づく乙（受注者）の一切の権限を行使することができる。」こととされており、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として置かれるものですが、建設業法と同様に出向職員であることが契約上支障となるものではありません。

しかし、現場代理人については、その趣旨を踏まえ、適当な職員を配置することが望ましく、仮に出向社員が配置される場合でも、出向契約により業務内容が明確に規定され、その契約内容に抵触しないものであることが必要です。

Q 1 1 施工体制台帳には、小規模（小額）な作業や雑工及び労務提供者など、すべての下請負契約を記載しなければならないのか

A 1 1 施工体制台帳には、工事の期間、規模、金額の大小にかかわらず、その建設工事の請負契約に係るすべての業者を記載しなければなりません。

Q 1 2 以下の作業は下請負契約に該当するのか

- ①現場の保安員（ガードマン）
- ②トラッククレーンやアスファルトフィニッシャーをオペレーター付のリース契約する
- ③ダンプトラックによる残土搬出
- ④準備工として、除草・伐採を依頼
- ⑤資材の輸送（据付作業含む）
- ⑥生コン業者にコンクリート圧送を依頼
- ⑦アスファルト乳剤散布を依頼

A 1 2 建設業法第24条には、請負工事とは「委託その他何らの名義を持ってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。」としています。本市では国土交通省の解釈により判断することとしています。

- ①保安員の派遣は、建設工事に該当しないので下請負契約に該当しない。
- ②オペレーター付のリース契約は、オペレーターが行う行為は建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、下請負契約に該当します。
- ③土砂の搬出のみの場合は、建設工事の下請負契約に該当しません。
ただし、積み込み作業を含む場合は、下請負契約に該当します。
- ④除草・伐採は、建設工事に該当しないので下請負契約に該当しません。
- ⑤資材の輸送に留まらず、搬送した資材の据付作業まで契約範囲に含まれている場合は、下請負契約に該当します。
- ⑥契約の範囲がコンクリート型枠へのコンクリート圧送や打設まで含む場合は、下請負契約に該当します。
- ⑦アスファルト乳剤散布は、舗装工事の一部であり、建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、下請負契約に該当します。

Q 1 3 建設業の許可がなくても下請負契約してもよいのか

A 1 3 下請負金額が500万円未満（建築一式工事の場合は、下請負金額が1500万円未満の工事または延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事）の建設工事は軽微な建設工事として、建設業の許可がない業者でも請け負うことが出来るとしています。ただし、軽微な建設工事に該当する場合であっても、建設業許可業者は技術力・経営力など一定の審査を許可取得時に経ていますので、建設業許可業者と契約することが望ましいです。

Q14 相指名業者が下請業者となることや相指名業者からの材料購入することは問題あるのか

A14 建設業法上は禁止されていませんが、談合や一括下請け等の疑惑を招かぬよう慎重に対応することが望まれます。

Q15 再生資源利用（促進）計画書、実施書の対象工事について

A15 「資源有効利用促進法」に基づき再生資源利用[促進]計画書を作成し、施工計画書と一緒に提出してください。また、工事完成後は速やかに再生資源利用[促進]実施書を提出してください。作成対象工事は、土砂1,000m³以上、碎石500t以上、アスファルト混合物200t以上の資材搬入時及び発生土1,000m³以上の排出、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計200t以上を排出する工事です。なお、埼玉県では、建設副産物実態調査において、請負金額が100万円以上の工事を対象としているため、「再生資源 利用（促進）計画書、実施書」についても同様な扱いとします。

Q16 建設リサイクル法について

A16 「建設リサイクル法」に基づき、建設工事において、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理を図ります。

建設リサイクル法の対象建設工事は、特定建設資材（コンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、木材、アスファルト）を使用した建築物等の分別解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の建設工事です。建築物の解体工事床面積80m²、建築物の新築・増築工事床面積500m²、建築物の修繕・リフォーム工事請負代金額1億円、建築物以外の工作物の工事（土木工事等）請負代金額500万円以上の工事です。

対象建設工事の発注者は工事着手前までに、知事に通知しなければなりません。本庄市においては、熊谷建築安全センター本庄駐在に通知することになります。受注者は再資源化等が完了したときは、再生資源化報告書を提出し報告します。

なお、「資源有効利用促進法」に基づき「再生資源利用（促進）計画書、実施書」を作成している場合は、これをもって報告に代えることができます。

Q17 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

A17 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理を確認します。

建設廃棄物（アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材）の処理にあたり、排出事業者が再資源化施設と建設廃棄物処理委託契約を締結します。また施工計画書において、建設廃棄物処理計画を作成します。

建設廃棄物の処理を委託した場合マニフェストによるD票、E票の写しの提出を求めます。

Q18 産業廃棄物と有価物の考え方について

A18 産業廃棄物の定義は、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった固形状又は液状のものを言います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下「廃棄物処理法」という。）

一方で、有価物は、①売却できること（※運搬費用を差引いても排出事業者に利益がある）②その物から作られる製品に需要があること（または、その物自体が再利用されること）ものとされています。

ただし、個々の事案につきましては「行政処分の指針について（通知）環廃産発第1303299号 平成25年3月29日」の判断基準を基に検討する必要があります。

なお、工事提出書類については、産業廃棄物の場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）（廃棄物処理法 第12条の3、第12条の5）を、有価物の場合は、仕切書（買取明細書）、計量証明書、廃棄証明書、有価物に関する売買契約書、リサイクル化証明書のいずれかを提出する必要があります。

Q19 元請業者が「実質的に関与」とはどういうことか

A19 元請負人が配置した主任技術者又は監理技術者が、現場に専任であって、元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることは言うまでもありませんが、これら技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来型・品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整・指導監督等の全ての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。

Q20 一括下請負等の罰則規定はどの様なものがあるか

A20 建設業法の違反は所轄官庁より処分があります。違反行為の内容によって、指示、営業停止、許可取り消しの監督処分と罰金、懲役の罰則規定が適用されます。

また、本庄市から契約に係る指名停止等の措置要綱に照らした処分が下されることとなります。

Q21 教育訓練等の記録は抜粋でよいか。

A21 施工計画書に記載されている教育訓練等を含む安全管理関係書類は、完成検査時に確認することから、実施状況を記録整理した資料として提出が必要です。

なお、安全管理関係書類とは、新規入場者届、新規入場者教育、使用機械の始業前点検、危険予知活動、作業日報、仮設足場点検、土留め等の点検、災害防止協議会、安全協議会、安全教育訓練、安全パトロール等の実施報告書類を言います。

Q22 出来形等の書類の電子化について

A22 受注者は、工事完成図書の納品にあつては、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」等に基づき、監督職員と電子化の範囲等を協議の上、提出することができます。なお、協議は工事現場協議書で取り交し、実施にあつては、電子化の実施項

目等を施工計画書に記載することが必要です。

Q23 検査の執行期限における14日以内の考え方について

A23 工事検査実施要領第6条では、工事検査は工事完成通知書の受理日から起算して14日以内に執行するものとしています。受理日（通知を受けた日）とは、監督職員に到達した日であり、所定の執務時間内に到達した日に限り初日参入されるものです。監督職員は、工事完成通知書に、受理日付印を押印します。

また、14日には、土曜、日曜、祝祭日を含むことから、年末年始等においては、留意が必要です。

※年度末に工期を設定している工事検査については、3月31日までに検査を執行する必要があることから、検査日の設定に留意していただくをお願いします。

Q24 工事進捗状況報告書の出来高算出表について(H28.9.1 追加)

A24 出来高の累計欄の記載は、各工種の構成比率に対応する出来高の累計とし、月・日欄については、工種完了月末又は当該月末を記入する。（下記記載例を参考）

出来高算出表							
工種	出来高	設計数量 (単位)	構成比率 (%)	当月の出来高		出来高の累計	
				出来高額(千円)	%	月・日	%
準備工		一式	5			6/30	5
土工		250㎡	15			7/31	15
側溝工		200m	40	1,400	20	8/31	30
路盤工		500㎡	15	700	10	8/31	10
表層工		500㎡	15			/	
付帯工		一式	10			/	
						/	
合計			100	2,100	30	8/31	60

工事全体の進捗率 (折線グラフ)												
出来高率/月	破線(予定)・実線(実施)											
	5	6	7	8	9	10	11					
100												
90												
80												
70												
60												
50												
40												
30												
20												
10												

概況		
要 点	監督職員欄	
工程進行状況	所見：良好 ○ <u>工程通り</u> 遅延	措置：
管理状況	所見：良好 ○ <u>普通</u> ・不良	措置：

注1 工種、設計数量は、(例)舗装工○○㎡、防水工○○㎡、建具一式と記載する。
 注2 構成比率は、契約総額に対する工種ごとの総額の割合を記載する。
 注3 当月の出来高、累計は、工種ごとの総額に対する出来高金額の割合(累計)を記載する。
 注4 所見は該当するものに○印を、遅延・不良の場合は、必ず措置を記入すること。

Q25 建設残土を白ナンバートラックで運搬しても良いか（H29.4.5 追加）

A25 有償で自動車を使用して貨物を輸送する事業（一般貨物自動車輸送事業）では、青ナンバーの取得が必要ですが、建設工事における工事用資材や発生残土の輸送を、請負業者自身が自らのトラックを使って行う場合は、自家用貨物の運送となるので、一般貨物自動車輸送事業には該当しません。下請業者が輸送のみを請負う場合は、一般貨物自動車輸送事業の営業許可が必要であり、青ナンバーでなければ違法となります。しかし、土砂を積み込みし、運搬するなどの一連の土工事を請負った自己の業務に伴う運送であれば白ナンバーでも良いこととなります。（Q12 下請契約に該当）

Q26 段階確認の項目はどのように決めるのか（H29.4.19 追加）

A26 監督職員が行う段階確認は、監督要綱第26条（施工検査）に基づき、受注者立会いの上、段階確認書の記載事項について検査を行わなければなりません。確認項目及び時期については、埼玉県土木工事共通仕様書段階確認検査一覧表及び特記仕様書に明示されたものの他、施工計画書作成の段階で確認工種、頻度を、受注者、監督職員間で協議し決定します。

Q27 施工体制台帳に添付する下請契約書は内訳金額まで必要か（H29.5.25 追加）

A27 契約書については、建設業法第19条第1項において記載すべき内容として、「工事内容」「請負代金の額」「工事着手時期及び完成の時期」等（14項目）が定められています。このうち「請負代金の額」については、請負代金の総額を記載すればよく内訳まで記載の義務はありません。また、「工事内容」については、施工の分担関係が分かるよう、具体的な内容が理解される工種の名称等を記載するとしています。

尚、施工体制台帳に添付する下請契約書の形態が、注文書・請書形式では、基本契約書（建設業第19条第1項関係）等の写しも必要となります。

Q28. 施行管理技士等の確認について、添付書類は合格通知書の写しで事足りるか（H30.5.9 追加）

A28 技術検定の合格後、合格証明書受領までの期間は、技術検定に合格したかどうかの確認については、指定試験期間が通知する合格通知書の確認で事足りるものとします。なお、合格通知書は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明受領にあたっては十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則とします。

Q29. 材料費を合わせると500万円を超える工事（工事費だけでは500万円以下）を建設業の許可をもたない業者に発注することは可能か。

（平成30.5.31 追加）

A 29 建設業法施工令第1条の2第3項は「注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額とする。」と定めています。これは、材料費は「自社で用意する」場合であっても、「注文者から提供される」場合であっても請負代金の額に含まれることを意味します。故に、材料費が請負契約に含まれていない場合であっても、合算して500万円を超える（建築一式工事の場合は1500万円超え）場合は、建設業の許可が必要になります。

Q30. 新築工事等において、下請負人（材工で元請から受注）が購入した製品の梱包材等の処理を行う場合、排出事業者は元請と下請のどちらになるか。

(平成31.4.1追加)

A30 元請負人。（廃棄物処理法 第21条の3第1項）

※埼玉県 産業廃棄物指導課に確認

Q31. 工事で発生した梱包材のダンボールを資源回収に出すことは可能か。

(平成31.4.1追加)

A31 可能。きれいなものであれば、有価物としての処理となるため、資源回収や寄付を行うことは問題ない。ただし、紛争のないよう注意が必要。

※埼玉県 産業廃棄物指導課に確認